

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により、「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業」を実施する民間事業者を選定しましたので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成26年11月18日

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 渡辺 明則

1 事業の概要

(1) 事業名称

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業

(以下「本事業」という。)

(2) 事業場所

豊橋市神野新田町地内ほか

(3) 事業期間

① 設計・建設期間：事業契約締結日～平成29年9月30日

② 維持管理・運営期間：平成29年10月1日～平成49年9月30日

(4) 事業方式

BTO方式(本施設の設計・建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して本施設と既存施設の維持管理及び運営を行う方式)

2 事業者選定までの経緯

- ・平成25年10月3日：豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)の開催
- ・平成25年11月25日：実施方針等の公表
- ・平成26年1月31日：特定事業の選定
- ・平成26年4月21日：募集要項等の公表(公募型プロポーザル方式)
- ・平成26年8月29日：提案書類の提出
- ・平成26年10月8日：審査委員会による最優秀提案及び次点提案の選定
- ・平成26年10月15日：優先交渉権者及び次点交渉権者の決定及び公表

3 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

事業者選定基準（平成 26 年 4 月 21 日公表）に基づき、審査委員会が提案内容等の審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定し（別紙参照）、市は、その結果を踏まえ、JFE エンジニアリング株式会社を代表企業とする応募者を優先交渉権者に、豊田通商株式会社を代表企業とする応募者を次点交渉権者として決定いたしました。

4 優先交渉権者の提案価格

13,721,422,221 円（税抜）

5 財政負担額の削減効果

本事業を、選定された提案に基づき PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた財政負担額を、55.0%（現在価値換算後）削減できることになりました。

項目	値
①PSC（市が直接実施した場合）（現在価値ベース）	15,283 百万円
②PFI-LCC（PFI 事業者として実施する場合）（現在価値ベース）	6,871 百万円
③VFM（金額）	8,412 百万円
④VFM（%）	55.0%